

令和5年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（秋季）

行政法

1. 次の〔問〕の(1)～(5)の中から2題を選んで解答しなさい。2. に事例問題があるので、時間配分をよく考えて、なるべく簡潔に解答しなさい。解答には、〔問〕(1)～(5)のどれかが分かるように、番号を付しなさい。 (20点×2)

〔問〕

- (1) 行政上の法の一般原則としての「比例原則」の内容について、説明しなさい。
- (2) 行政行為の公定力について、説明しなさい。説明に際しては、「取消訴訟の排他的管轄」のことにも言及してください。
- (3) 行政機関（公務員）が法律に基づいて立入検査をする際に、日本国憲法35条の令状主義が適用されるかどうか、説明しなさい。この立入検査を拒否すると刑事罰が科せられる制度になっているものとします。
- (4) 行政事件訴訟法における主観訴訟と客観訴訟について、説明しなさい。説明に際しては、行政事件訴訟法のどの訴えが主観訴訟又は客観訴訟に該当するのかも解答しなさい。
- (5) 国家賠償法1条の「公権力の行使」の内容について、説明しなさい。

2. 次の〔事例〕を読んで、そのあとの〔問〕(6)に答えなさい。解答は、(6)と付してからしなさい。

〔事例〕

Xは、Y県A村にある自己所有地において、温泉をゆう出させて事業を立ち上げることを考え、Y県知事に対して、温泉法に基づく温泉掘削許可を申請した。申請を受けたY県知事は、必要な手続を適法に経た上で、申請を不許可とした。

不許可処分書には、次の理由が記されていた。

「〇年〇月〇日付けで申請のありました温泉掘削許可申請につきましては、下記の理由により、温泉法4条1項3号に当たると認め許可しないこととしましたので通知します。

記

- ① 地元A村の村長や、村議会が反対の意思を表明していること。
- ② 温泉開発がされれば観光客が増加して良好な自然環境や静穏な生活環境に悪影響が発生すること。

Y県知事は、温泉法3条に基づく許可に関して、行政手続法5条に規定する審査基準を定めなければならないが、その審査基準には、上記理由の①及び②と同趣旨の次の基準が定められていた。

【当該許可の審査基準】(抜粋)

- ア) 申請のあった掘削地の市町村の長及び議会が反対の意思を表明していないこと。
- イ) 掘削により良好な自然環境や静穏な生活環境に悪影響が発生しないこと。

[問]

(6) この不許可処分に不満なAは、許可処分を得るためにどのような抗告訴訟を提起するべきか。その際に主張すべき違法事由とともに答えなさい。

(60点)

[参照条文]

温泉法(昭和23年7月10日法律第125号)(抄)

(目的)

第一条 この法律は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止し、及び温泉の利用の適正を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「温泉」とは、地中からゆう出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く。)で、別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

(土地の掘削の許可)

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

(許可の基準)

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

二 当該申請に係る掘削のための施設の位置、構造及び設備並びに当該掘削の方法が掘削に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止に関する環境省令で定める技術上の基準に適合しないものであると認めるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

四 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が第九条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

六 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

- 2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。
- 3 前条第一項の許可には、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な条件を付し、及びこれを変更することができる。

(許可の取消し等)

第九条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第四号又は第六号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 四 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第三項(第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項第一号、第三号又は第四号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止その他公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して、許可を受けずに土地を掘削した者
 - 二~四 [略]
- 2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。